

生成AIとは、単語や文章等の簡単な指示を与えることで、自動生成されたと思えないような、人間らしい自然な生成物を作り出すAIのことをいう。

1 目的

- ・安全な環境での生成AIの教職員・生徒への利用促進と業務効率化のため。
- ・情報モラルやAIリテラシーの習得・育成のため。
- ・生成AIのリスクに対処しながら生成AIを有効活用するため。
- ・思考力・判断力・表現力等の伸長や学習活動の充実のため。

2 生成AIを使用する範囲

- ・資料や提案書の草案作成までは可能とする。最終版としてそのまま使用するの禁止とする。
- ・プレストのためのアイデア収集は可能とする。
- ・プログラミングでの活用は校内環境だけで可能とする。

3. データ入力に関するルール

- ・生徒・保護者・教職員の個人情報を入力しない。
- ・校内の機密情報は入力しない。
- ・IDやパスワードなどの個人の認証情報は入力しない。

4. リスク管理

1) 公平性

- ・生成AIに含まれるバイアス（偏見）によって、特定の個人や集団が不当な差別や不利益を受けないようにする。
- ◎最終判断や結果の分析は、必ず人間が介在すること。

2) 安全性

- ・生成AIの誤作動や意図しない動作によって、人間の生命・財産・精神・環境への危害を加えないようにする。
- ◎様々な入出力パターンを踏まえ、生成AIの学習等に用いるデータの正確性、最新性を確保し、誤ったデータに起因する誤動作を予防すること。

3) 透明性

- ・生成AIが、どのように予測に至ったか、決定に至ったか理解可能な状態にする。
 - ・可能な範囲で公開できるようにする。
- ◎どのように機能して、予測や決定に至ったのか、「ログの保存」「プロンプトの記録」を保存し、説明可能な状態を作ること。

4) セキュリティ

- ・生成AIに学習されて外部に流出しないようにする。
 - ・生成AIに入力した情報が、生成AIサービス側に保存されたり、生成AIがその情報を学習して他の人へのコンテンツ制作に使ったりする可能性がある。
- ◎生徒・保護者・教職員の個人情報流出するリスクや生成AIへの入力行為が個人情報保護法に違反する危険性もあることを理解すること。

5) アカウンタビリティ

- ・生成AIが予期せぬ結果や不利益が生じる結果を引き起こした場合に備え、誰が、どのように責任を負うのか明確にする。
 - ・生成AIの動作や判断が適切であったか検証できるようにする。
- ◎関係職員の責任の範囲等を明確した上で対応方針をあらかじめ策定すること。
- ◎ICT校内検証委員会の設置

6) その他

①著作権

- ・意図せず著作権を侵害してしまうリスクや著作物として保護されないリスクがある。
- ◎1：学習用データに権利移転や許諾済の著作物のみ使用すること。
- ◎2：プロンプトを記録し、生成過程を確認できる状態にすること。
- ◎3：生成物はあくまで中間生成物（アイデア・構成案）として利用すること。
- ◎4：既存の著作物と類似性や著作権の侵害のおそれがないか確認を行う。

②研修

- ・教職員の研修を行い、利用スキルを均質化することで、教職員全員が同様の意識・スキルをもって活用できるようにする
- ◎ICT研修で年1回、生成AIに関する項目を導入する。
- ◎ICT研修で取り扱う内容は、次の内容とする。
- 著作権、肖像権、生成AIリスク、AIリテラシー、情報モラル。

③悪用

- ・精巧なディープフェイクなどを使って偏った情報を大衆、学校・学年、知人グループへ送り、信じてしまう可能性がある。
- ◎信頼できる情報か否かを確認する。
- ◎発信者の意図、発信者が信頼できるかを確認する。

5. 留意すべき事項

1) ダブルチェック

生成AIの回答は、あくまで参考情報として活用する。使う本人がダブルチェックや事実確認を行った上で、その情報に責任を持って活用する。

- ①生徒（作成者） → 生徒本人がチェック① → 教員（教科担当／担任）がチェック②
- ②教員（作成者） → 分掌主任・学年主任がチェック① → 管理職（校長／副校長）がチェック②

2) ICT校内検証委員会

- ① ICT校内検証委員会は、ICT校内検証委員長の招集により開かれる。
- ② ICT校内検証委員会の構成員は次の者とする。
校長、副校長、生活指導主任、情報リーダー、情報サブリーダー、学年主任
※ケースによって、委員長の命により、当該担当者も招集する。
- ③進行は副校長、記録は生活指導主任とする。
- ④ ICT校内検証委員会では、次の内容を確認する。
ア) トラブル、課題に起因する記録内容の確認。(生成物、生成過程の記録、チェック者)
イ) 再発防止に向けた取り組み。
ウ) 研修内容の確認や改善。

3) 生徒の諸活動における個人情報の取扱い

- ①入学時に、「生徒の諸活動における個人情報の取扱い」について、保護者に承諾書を配布・回収する。
- ②内容については、次の通りとする。
 - 1 関係書類(氏名・住所・電話・静止画・動画等)
 - 2 利用目的
 - 3 利用の制限
 - 4 情報の取得・収集方法
 - 5 安全性の確保
- ③保護者からの要望・意見は承諾書に記入してもらい、学校で確認する。確認後、学年主任・該当担任が面談を行い、保護者と情報を共有する。
- ④学年主任から管理職に報告し、学校全体に周知する。
- ⑤「生徒の諸活動における個人情報の取扱い」は卒業時まで金庫で保管する。

4) 生成AIガイドラインの見直し

生成AI技術の進化や文部科学省、東京都、東京都教育委員会、江戸川区教育委員会のガイドラインのもと、本校の実態に応じて、本ガイドラインは定期的に見直しを行う。
令和8年6月から施行する。